

令和6年度
かながわ子どもの声センター活動報告書
(神奈川県意見表明等支援事業)



令和7年6月

かながわ子どもの声センター

(神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課)

令和6年度かながわ子どもの声センター活動報告書

目次

はじめに

I センターの設置と運営

II センターの活動実績

- 1 子どもの意見表明等を支援するための施設等訪問支援事業
- 2 子どもの権利擁護のための広報啓発事業
- 3 子どもが当事者として社会的な場で意見を述べる機会の企画・開催

III 子どもの意見表明等を支援するための施設等訪問支援事業

- 1 施設への訪問支援
 - (1)施設入所中の子どもの参加状況
 - (2)子ども向けアンケートの結果と分析
 - (3)施設職員向けアンケート結果
 - (4)施設に入所している子どもの意見等
- 2 一時保護所への訪問支援
 - (1)一時保護所入所中の子どもの参加状況
 - (2)子ども向けアンケートの結果と分析
 - (3)一時保護所職員との意見交換
 - (4)一時保護所に入所している子どもの意見等

IV 意見表明等支援員の活動

- 1 支援員と活動の状況
- 2 支援員の活動所感
 - (1) 施設等訪問支援への所感
 - (2) 一時保護所訪問支援への所感
 - (3) 事業への所感

V 意見表明等支援員活動を通じて感じたこと



はじめに

令和4年の児童福祉法改正で、子どもの意見聴取等の仕組みの整備が規定され、令和6年度から都道府県等において、①子どもの権利擁護の環境整備、②措置等決定等の子どもの意見聴取等、③子どもの意見表明等支援事業を実施することが義務付けられました。

本県では、令和2年度から意見表明等支援事業(アドボカシー事業)についてはモデル実施してきており、令和5年度までの4年間で、県所管の施設と一時保護所で約300名の社会的養護の子どもに個別又は集団で面接し、子どもの思いや声を聴き取り、子どもの希望に沿って関係する大人に伝えるなどの支援を行ってきました。

事業を進めるに当たっては、日々子どもを支援している施設等職員の理解は欠かせません。幸い県内施設等関係者の子どもの権利擁護への意識は高く、また、施設・行政・児童相談所の三者間の連携・協力体制が良い状況もあり、スムーズにモデル実施することができました。前県児童福祉施設協議会の鶴飼会長の事業理解と推進に向けた言葉は、事業を進める上で大変心強く感じました。また、現在の山川会長をはじめとした施設協議会の皆様の御理解、御協力に改めて感謝申し上げます。

法定義務化された事業を本格的に実施するには、子どもと面接する意見表明等支援員の確保と事務局体制の強化が必要となります。民間団体への事業委託も含めて、どのような実施体制で事業を継続・拡大していくかについて、有識者等による検討会を開催し、「将来的には民間団体への事業委託を検討するも、子どものアドボカシーが関係者や社会全体に根付き、民間団体で事業が円滑に実施できるまでの当分の間は、モデル実施してきた県が関与し事業実施することが望ましい」となりました。

令和6年4月、「かながわ子どもの声センター(通称名:チームあどぼ)」が県庁子ども家庭課内に設置されました。施設と一時保護所への定例訪問面接、子ども参加の話し合いの場の開催、意見表明権の子ども理解を3本柱として事業を展開し、昨年度は、延べ580名の子どもと面接を実施しました。その一人ひとりの子どもの声はとても貴重で、多くの大人、関係者に知っていただくことが必要と感じています。子どもの声を伝えることが、子どもの権利擁護の推進、意見表明等支援事業の拡大にもつながると考え、今回、子どもの声を、また、実際に子どもと面接等された意見表明等支援員の声を掲載した活動報告書としました。

子どもの権利条約の「参加する権利」が国内において大きく取り上げられてから、まだ、十年にも満たないと思います。アドボカシーの理念と原則を大切にしながら自治体が意見表明等支援事業を実施するには、子どもや施設関係者等の理解をはじめ、現実的には様々な課題があり簡単なことではありませんが、モデル期間も含めた5年間で、約880名の子どもの思いや声を聴いてきた中で、この事業の意義の大きさを改めて認識しています。現在、事業実施に向けて取り組まれている自治体や、施設等関係者の皆様にとって、本活動報告書が少しでも参考になれば幸いです。

かながわ子どもの声センター長 小森 和光

I センターの設置と運営

県(政令3市、横須賀市を除く)では、平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、子どもの権利擁護の推進を神奈川県社会的養育推進計画の柱の一つに据え、令和2年度から子どもの意見表明等支援事業(以下「事業」という。)をモデル実施した。コロナ禍ではあったが、令和5年度までの4年間で県所管16か所の施設と3か所の一時保護所を2回訪問して、延べ約300名の子どもと面接等を行い、子どもの意見等を聴く取組を行った。

県では令和6年度に事業が法定義務化されたことに伴い、本格的に事業実施できる体制の整備をすることとし、令和5年度に設置した「かながわ子どもの意見をきくためのアドボカシーセンター(仮)設置準備検討会」での議論をもとに、令和6年4月に、「かながわ子どもの声センター(以下「センター」という。通称名「チームあどぼ」)」を設置した。県庁子ども家庭課内に事務局を置き、3名のスーパーバイザーと12名の意見表明等支援員(以下「支援員」という。)で、事業を開始した。

センターの運営は県直営の形態となっており、アドボカシー原則の独立性の観点からは完全な独立アドボカシーといえないため、フォーマルアドボカシーを補完する位置付けで活動することとしている。ただ、全てにおいて独立性を重視した活動をするを基本としており、独立性を担保する枠組として定期的に児童福祉審議会に活動状況を報告することを義務付けている。県直営の形態とした背景には、県内に事業委託できる民間団体がなかったこと、令和2年度から県がモデル実施してきた経過があること、その経過の中で現段階では県が関与した方が社会的養育者である施設等職員が事業を受け入れやすいことなどを考慮したことによる。将来的には、ケアリーバーや市民などが参画した独立アドボカシーの民間団体が事業に関与することが望ましいと考えるが、まだ、子どもアドボカシーが社会的養育の現場に十分浸透していない現状にあることから、当面は県直営の運営形態で実施していくこととした。

【事業の方向性】

- ① 子どもが利害関係のない第三者に話せる機会を数多く提供すること
- ② 子どもの意見に対して大人側が迅速かつ適切に対応し、子どもにフィードバックできる仕組みとすること
- ③ 事業の意義や必要性について子どもや社会的養育者に正しく理解してもらうこと
- ④ 障害の有無や年齢に関わらず県所管全ての子どもを対象とすること

支援員は、国の規定どおり児童福祉に豊富な知識と経験を有する者に声掛けし、県主催の意見表明等支援員養成研修受講後に修了書を発行し登録、その後、活動をしてもらっている。年度当初12名の登録者は、令和7年6月現在17名まで増えている。児童福祉等の元現場経験者が多数を占めているが、大学教員、元家裁調査官、元教員など様々な職歴を持った方も登録されている。それぞれ社会福祉士、公認心理士、保育士などの専門職の資

格を所持している人がほとんどである。

【センター事業】

- ① 子どもの意見表明等を支援するための施設等訪問支援事業
- ② 子どもの権利擁護のための広報啓発事業
- ③ 子どもが当事者として社会的な場で意見を述べる機会の企画・開催

Ⅱ センターの活動実績

1 子どもの意見表明等を支援するための施設等訪問支援事業

事業が法定義務化されセンターを設置したことから、モデル実施時に比べて大幅に訪問回数を増やした。モデル実施時には一施設に対して3年間に2回の訪問だったものを、県所管16か所の児童養護施設等に年2回、一時保護所には月2回定例訪問する他、モデル実施として自立援助ホーム、障害児施設、乳児院にも訪問することとした。モデル実施で年数回以上、定期的に施設訪問しないと、子どもに事業(「チームあどぼ」の活動)の理解と支援員(「チームあどぼ」のメンバー)の認知がされないと認識した。また、子どもから希望があった場合には随時訪問する必要性も感じた。

一時保護所においては、常に子どもの出入りがあること、また、児童相談所職員の意見聴取等措置が適切になされているかを確認する役割もあると考え、月2回と訪問頻度を高くした。前述の「かながわ子どもの意見をきくためのアドボカシーセンター(仮)設置準備検討会」の中では、施設は月2回、一時保護所は週2回の頻度で訪問が必要と提言されたが、支援員の登録数などの現実を踏まえて訪問回数を設定した。

【令和6年度の施設と一時保護所への訪問活動実績】

実施内容	施設	か所数	回数	人数
通常実施	一時保護所	3 か所	69 回＋随時	360 名
	児童養護施設	14 か所	32 回＋随時	220 名
	児童自立支援施設	1 か所		
	児童心理治療施設	1 か所		
	自立援助ホーム	2 か所	4 回	
モデル実施	乳児院	1 か所	1 回	－
	障害児入所施設	1 か所	2 回	－

乳児院でのモデル実施では、子どもの観察後に乳児の意見表明等支援をテーマに、施設職員とディスカッションする内容で実施した。障害児入所施設では、和やかな雰囲気子どもと親しくなることを目的に茶話会を開催し、集団の中で自分の意見を表明する形式で実施した。非指示的アドボカシーが必要な乳児院と知的障害児施設での意見表明等支

援の実施方式については、今後も施設職員と協議しながら試行していく必要があると考える。

2 子どもの権利擁護のための広報啓発事業

センターでは、子どもの参加する権利(意見表明権など)を、子ども自身や社会的養育者に周知、浸透させることが重要と考え、事業の柱の一本として位置付けている。子どもの権利条約における受動的権利である①生きる権利②育つ権利③守られる権利は、児童虐待防止法の成立や被措置児童等虐待の児童福祉法への規定など、これまで国を挙げてその擁護推進に取り組んできたが、能動的権利である④参加する権利は、①から③の権利に比べて十分取り組まれてこなかった。そのような中、平成28年の児童福祉法改正で子どもが権利の主体であることが明確化され、以後、子どもの意見表明権に関する児童福祉法の改正がなされた。しかし、現時点でも、社会的養護の子ども自身、また、その支援者である施設や児童相談所関係者等が意見表明権について十分理解しているとは言えない状況である。

県では、令和2年度から事業をモデル実施し、施設等訪問により子どもと面接し、意見表明等支援をしてきたが、自由に意見等を表明して良いと思っている子どもが少ないと感じていた。子どもが意見表明の権利を知る、その権利を当たり前に行使できるような働きかけをしていく必要があるとの認識を持った。

そのため、子どもの権利擁護の広報啓発をセンター事業の柱の1つとし、センター設置を機に「チームあどぼ」のイメージキャラクター「あどぼちゃん」を前面に出した広報啓発活動を展開することとした。「あどぼちゃん」の人形、シール、紙芝居等を作成すると共に、広報啓発を目的に、年度当初に支援員と事務局で施設へ訪問し、直接、子どもと施設職員に事業の内容を説明し、さらに、子ども向けの事業広報用DVDとリーフレットも作成した。今後に向けては、子どもにとって分かりやすく、興味を引くような、多様な媒体を作成し、それらを活用した広報啓発活動をより積極的に実施していきたいと考えている。



また、子どもが生活する施設関係者や里親等に対しての事業理解を進める必要もあると考え、モデル実施時から毎年、定期的に研修会を実施してきた。これまでは、施設等関係者を対象とした研修会が中心であったが、児童相談所職員が行う意見聴取等措置との関係が深いことから、令和6年度に改めて児童相談所職員を対象にしたオンライン研修会を2回開催した。さらに、今後、本格的に事業展開する予定である里子を養育している里親を対象とした対面、オンライン研修会も2回開催した。

3 子どもが当事者として社会的な場で意見を述べる機会の企画・開催

センターでは、施設等を訪問して子どもの意見表明等を支援する他に、子ども自らが公の場に出て、当事者として意見等を述べることや他の子どもの意見を聴く機会も必要と考え、「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」を開催し、県庁大会議場で副知事以下県幹部職員と児童相談所所長等、また、引率の施設長等と里親の参加のもと、施設や里親家庭で生活する子どもに当事者としての意見等を述べてもらう機会を企画・開催した。

日 時	令和6年11月24日13時00分から16時30分まで	
参加者	6か所の施設と2組の里親宅で生活する子ども	14名
	引率の施設・里親等関係者	10名
	SVを含む支援員	9名
	県幹部・職員等	10名
	児童相談所関係者	10名
	合計	53名
内 容	① 神奈川県社会的養育推進計画と改訂について ② シンポジウム「今の私、これからの私」 高校生3名のシンポジストによる意見交換を実施 ③ 分科会形式でのグループ討議 子ども14名と支援員（ファシリテーター）6名が3つのグループに分かれ、「子どもの権利」「児童相談所」「今の暮らし」「これからの暮らし」等について意見交換し、グループ発表を実施	
意 見	・ 権利を意識しない環境が必要である。 ・ 権利を楽しく学ぶ機会があっても良い。 ・ 一時保護所と施設の負のイメージを改善する必要がある。 ・ 大学進学希望を持っているが金銭面等で不安がある。 …等	
感 想	・ 話し合いの場を続けてほしい。 ・ 再度参加したい。 ・ もっと多くの子どもに参加してほしい。 …等	

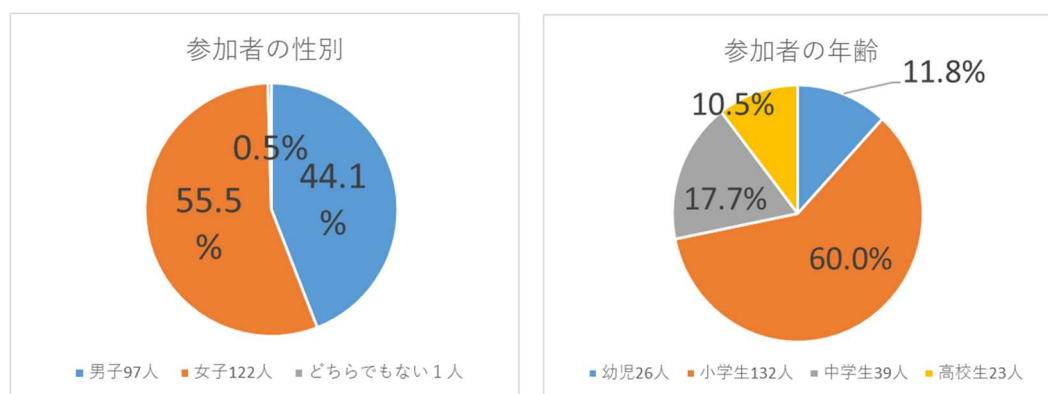
センター設置を機に、話し合いの場を事業の柱に据えて十数年ぶりに開催したが、個別アドボカシーである施設等訪問支援事業と共に、システムアドボカシーにつながる話し合いの場を、今後も企画・運営していく必要性を再認識する機会となった。

Ⅲ 子どもの意見表明等を支援するための施設等訪問支援事業

1 施設への訪問支援

(1) 施設入所中の子どもの参加状況

- 令和6年度は、県所管施設(児童養護施設 14 か所、児童自立支援施設 1 か所、児童心理治療施設 1 か所、自立援助ホーム 2 か所)に、年2回の定例訪問と、必要に応じた随時訪問を実施して入所児童と面接した。
- 面接参加人数は延べ 220 名、参加者の年齢及び性別の割合は、次のグラフのとおりである。



モデル実施時には見られなかった幼児の参加が多くあったが、これは支援員等が施設に直接訪問し、事業のイメージキャラクターである「あどぼちゃん」を前面に出した広報活動を行ったことの結果ではないかと考えられる。また、中・高校生が参加しやすい平日夕方以降の訪問も設定したためか、中・高校生の参加が 28%あった。

- 一時保護所に月2回の訪問を継続していることから、新たに施設入所した子どもの中には、「チームあどぼ」の存在を既に知っており、施設での面接を希望する例もあった。一時保護所での「チームあどぼ」の活動定着に伴い、今後、施設での面接参加がさらに増加することが予測される。

(2) 子ども向けアンケートの結果と分析

- 面接終了時、参加児に対して自由意思で記載してほしい旨を伝え、簡単な紙面アンケートを実施している。子どもの状況によっては、アンケート記載時に支援員が席を外すなどの個別的な配慮も行っている。面接参加人数 220 名のうち、アンケートを提出した子どもは 183 名で、回収率は 83%であった。
- 一時保護所では個別面接のみだが、施設では個別面接と共に集団面接も実施してお

り、集団面接への参加者は 67 名 (30%) であった。また、入所中に 2 回以上面接に参加した人数は、延べ 69 名 (31%) となっている。

- ・ アンケート提出者の感想は次のとおりであった。

緊張したか				意見表明できたか					傾聴感があったか				
YES	NO	どちらとも いえない	未回答	十分	ほぼ	少し だけ	全然	未回答	十分	ほぼ	少し だけ	全然	未回答
46	114	21	2	110	56	10	2	5	150	26	2	1	4

- ・ 2 回以上面接に参加した子どもに、前回面接以降の意見や要望への対応等の変化について質問したところ、12 名 (7%) が「変化を感じる」と回答している。
- ・ アンケート記述は強制ではないが、提出者 183 名中 73% に当たる 133 名が自由記述欄に記述しており、モデル実施時の同割合が約 40% であったことと比較すると、大幅な増加が見られている。施設の子どもたちの本事業への関心の高さ、期待がうかがえる。
- ・ 自由記述欄には、年齢を問わず、面接した支援員に対して「ありがとうございます」「がんばって」等、感謝やエールの言葉が多く見られた。また、事業を評価し、チームあどぼの次回訪問を希望する記載もあった。支援員との面接を経験した子どもの多くは、次回の面接にも参加しようと思ってくれたようである。

(3) 施設職員向けアンケート結果

施設等訪問支援で訪問した施設職員に対しても、アンケートを実施しており、事前準備、当日の子どもの様子、子どもへのフィードバックの様子等について意見をもらっている。どの施設も子どもの意見等を組織内で共有し、必要な検討等を行い、その結果について集団の場や個別に子どもにフィードバックしていることが、アンケートから読み取れる。

意見の分類	意見の一例
事前準備	・ 事務局作成の支援員の顔写真入りのポスター「チームあどぼがやってくる」を、施設の共有部分や居室ユニットに掲示している。 ・ 子ども会議等の場での周知だけでなく、強制にならないよう配慮しながら、個別に子どもに参加を呼び掛けている。 ・ 面接参加票等を独自に作成し、子どもからの希望を募っている。
活動周知を目的とした施設訪問	・ 活動周知の訪問が子どもの興味に繋がった。 ・ 子どもに面接参加の声掛けをしやすくなった。
施設訪問日時の拡大	・ 土日祝日に限定せず平日夕方以降にも訪問を拡大したことで、中高生が参加しやすくなった。 ・ 対応する職員の負担軽減にもなるので今後も継続してほ

	しい。
面接後の子どもの感想	・ 話して良かった。 ・ 聞いてもらえて良かった、また話したい。 ・ 話しやすかった。
子どもの話を聞いて感じたこと	・ 本音を伝えている姿に頼もしさを感じた。 ・ 大人に対する洞察力ととらえ方に感心した。 ・ 普段職員に話している内容であると再確認できた。 ・ 同じ話が出されることは子どもが強く望んでいることと理解した。 ・ 改めて子どもの声に耳を傾けることの大切さに気づいた。 ・ 入所期間の長い子どもが入所理由を語れないことに気づいた。 ・ 子どもの意見を日々の取組に活用していきたい。
チームあどぼの活動に思うこと	・ 活動の意義を理解している。 ・ 事業の継続を望む。
その他	・ 子どもからの意見要望等に対して対応できない場合に、子どもが話を聞いてくれなかったと否定的な感情をもってしまうことが心配である。 ・ 子どもへの参加の呼びかけや参加者を募っても出てこないということに苦慮している。

(4) 施設に入所している子どもの意見等

- ・ 施設入所している子どもの主な意見等は、モデル実施中に作成した「神奈川県における子どもの意見表明支援事業(施設等訪問支援事業)実践・研究報告書(令和5年3月)」のⅡの6に、当時、子どもの権利擁護専門員(現在の支援員)として活動されていた常葉大学の山屋春恵准教授が「子どもの声」の分析結果をまとめている。個別面接と集団面接の場で抽出した子ども172名の声の記録を、KHCoder 3を用いて計量テキスト分析し、子どもの声の整理及び分析を行った結果、「施設への要望」から抽出された子どもの意見は4つのカテゴリーと10グループの特徴に区分されることがわかった。

カテゴリー	10グループの特徴
A. 職員の支援に関すること	①職員への話しやすさとホームの生活
	②怒られることについて
	③話を聴いてくれる職員
B. ルールの変更に关すること	④ルールを変えられないことに対する思い
	⑤携帯電話が持てないもどかしさと、小遣いの満足度

C. 生活の質向上に関すること	⑥学校生活や遊びの希望
	⑦行事や外出ができる喜び
	⑧好きなメニューを希望できる満足感
D. 他の子どもとの関係	⑨相談しづらい子ども間の暴力
	⑩幼い子が注意を聞かないことへの不満

「神奈川県における子どもの意見表明支援事業(施設等訪問支援事業)実践・研究報告書(令和5年3月)」より

- ・ 令和6年度の施設入所中の面接参加児 220 名の主な意見等のほとんどは、前述した山屋准教授の分析カテゴリーとグループ内に入るが、それ以外にも自分の性格や嗜好、頑張っていること等、面接では幅広い内容の話が子どもから出ていた。

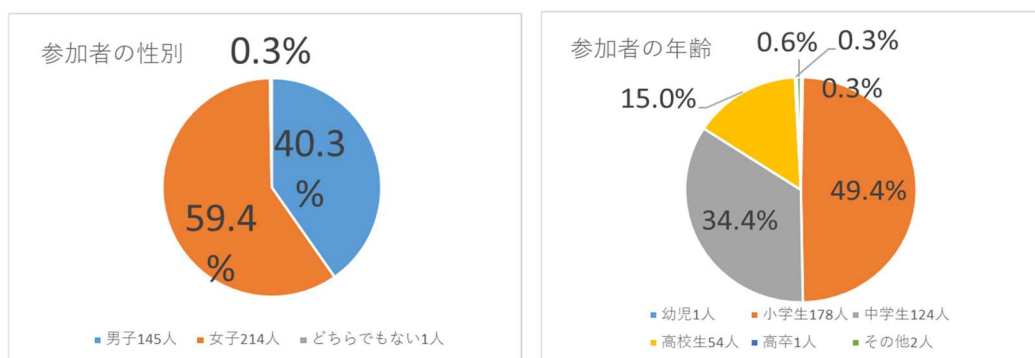
意見の分類	意見
日課・ルール	・ 就寝時間、門限、ゲーム時間の延長 ・ SNS 上で友人に連絡をとりたい。 ・ 自分達でルールを決めたい。 ・ 職員や施設によってルールが違う。
施設のサービス 援助方法	・ 食事の内容や量について。 ・ 買い物などの外出の機会を増やしてほしい。
設備・備品・建物等	・ 遊具を増やしてほしい。 ・ 暖房設備を整備してほしい。 ・ ひとり部屋が欲しい。
行事	・ 行事をコロナ前に戻してほしい。
職員の支援	・ 話しやすい、相談できる職員がいる。 ・ 職員の態度や口調が怖いので、改善してほしい。
子ども同士の関係	・ いじめや暴力がある。 ・ 小さい子どもの面倒で疲れる。 ・ 年上の子どもに思っていることが言えない。 ・ 他の子が煩わしく、落ち着けない。
措置児相に対して	・ 家族と面会交流をしたい。 ・ 家に帰りたい。 ・ 親が怖いので家に帰りたくない。 ・ 福祉司から入所理由の説明を受けていない。説明されたが理解できない。 ・ 福祉司が面接に来てくれない。 ・ 就職のために施設退所することが不安である。 ・ 将来の進路に助言が欲しい。

- ・ 施設生活への不満や要望が面接で多く語られる可能性を想定していたが、事業を継続していく中で、それ以外の話が多く出される印象を持った。子どもは、じっくりと話を聴いてくれる支援員に自分の思いや意見をしっかりと話したい、また、しっかりと聴いてほしいと思っているのだろう。施設や児童相談所の職員とは別に、利害関係のない第三者に話す、聴いてもらう機会を希望している。子どもが考えや気持ちを施設に伝える機会だけでなく、話すことや聴いてもらうことによって、自分自身の考えや気持ちを整理する重要な機会を本事業が担っていることが確認された。

2 一時保護所への訪問支援

(1) 一時保護所入所中の子どもの参加状況

- ・ 面接参加人数は延べ 360 名、参加者の年齢及び性別の割合は、次のグラフのとおりである。



(2) 子ども向けアンケートの結果と分析

- ・ 面接終了時、参加児に対して自由意思で記載してほしい旨を伝え、簡単な紙面アンケートを実施している。子どもの状況によっては、アンケート記載時に支援員が席を外すなどの個別的な配慮も行っている。面接参加人数 360 名のうち、アンケートを提出してくれた子どもは 299 名で、回収率は 83%であった。
- ・ 一時保護中に複数回面接した人数は、延べ 165 名 (46%) となっており、繰り返し面接を希望する子どもが多いのが、一時保護所訪問面接の特徴と言える。長期の保護中に定例的に面接に参加している子どももあり、中には参加が 10 回を超える場合もあった。
- ・ アンケート提出者の感想は次のとおりであった。

緊張したか				意見表明できたか					傾聴感があったか				
YES	NO	どちらとも いえない	未回答	十分	ほぼ	少し だけ	全然	未回答	十分	ほぼ	少し だけ	全然	未回答
63	189	36	11	221	52	10	4	12	253	28	6	0	12

- ・ 2 回以上面接に参加した子どもに、前回面接以降の意見や要望への対応等の変化に

ついて質問したところ、39名(13%)が「変化を感じる」と回答している。

- ・ アンケート記述は強制ではないが、提出者 299 名中 72%に当たる 215 名が自由記述欄に記述しており、一時保護所の子どもたちの本事業への関心の高さ、期待がうかがえる。
- ・ 施設への訪問と同様に、自由記述欄には、年齢を問わず、面接した支援員に対して「ありがとうございます」「がんばって」等、感謝やエールの言葉が多くみられた。また、事業を評価し、チームあどぼの次回訪問を希望する記載もみられた。支援員との面接を経験した子どもの多くは、次回の面接にも参加しようと思ってくれたようである。
- ・ 子どもが話したいことだけを子ども主導で話し、支援員はその話を丁寧に聴くことに徹し、時に子どものペースに合わせて子どもと会話するという約1時間の面接に対して、多くの子どもがアンケート自由記述欄に自らの言葉で感謝や事業の必要性を述べている。このことは、一時保護所に入所する子どもが、それまでの生活の中で、制限なく自由に自分の気持ちを話す経験、しっかりと聴いてもらえた経験が少なかったことを意味しているのではないかと思われる。
- ・ 一時保護所で生活している子どもは話すこと、話を聴いてもらうことを希望している。保護所には様々な事情を背景に持つ、様々な個性の子どもが入所している。子ども集団が安定しないという特別な場で、自身の先の見通しが無い、退所先が決定していないなど、不安定な心理状態に置かれている。子ども集団や生活基盤が安定している施設の子どもの比べて、自分の気持ちを話したい、話を聴いてほしいとの希望が強く出されるのは当然なことである。
- ・ 一時保護所の子どもとの面接では、2回以上の複数回面接が多い。支援員と何度も話すことによって、子ども自身の悩み・不安・不満などを解消している。中には、支援員との面接で話した要望が達成されたことや状況の変化を積極的に支援員に報告したいと思い、面接に参加する子どももいる。
- ・ 支援員との面接は、児童相談所職員(福祉司、心理司、保護所職員等)と行われる面接とは異なる意味をもつ。児童相談所職員の面接は、ケースワーク、社会診断、心理診断、行動診断のためなど、何らかの「目的性を持つ面接」であるが、支援員との面接は、子どもにとって話したいことを自由に話すことができる「目的性を伴わない面接」である。子どもにとっては、児童相談所職員による面接だけでなく、支援員による面接も必要であり、どちらの面接も重要な意味を持っていると理解する必要がある。

(3)一時保護所職員との意見交換

施設とは異なり一時保護所では職員向けアンケートを実施していないため、昨年9～10月にかけて3か所の一時保護所職員と事業に対する意見交換を実施した。意見交

換では、月2回の訪問面接が定着したこともあり、保護所職員の事業への理解が進み、取組に対して否定的な意見は出なかった。

意見の一例
・ 職員の知らない子どもの姿や思いを知ることができた。 ・ 面接後の子どものスッキリした様子を見て、事業の意味や重要性を認識することができた。 ・ 今後も事業を継続すべきである。

(4) 一時保護所に入所している子どもの意見等

- ・ 令和6年度の一時保護所入所中の面接参加児は360名であり、子どもから出された意見は次のとおりである。

意見の分類	意見
日課・生活上のルール	・ 外遊びやラウンジでの時間が少ない。 ・ 廊下でのおしゃべりやが禁止されている。 (個人情報交換の可能性から禁止されている。) ・ 意味のないルールがある、ルールが厳しすぎる。 ・ 私物の使用が禁止されている。 ・ 今後の見通しが知りたい。 ・ スマホを所持したい。
子ども間の関係	・ 喧嘩や暴力、悪口、いじめが嫌。辛い(脅される)。 ・ 他児の言葉遣いが悪い。 ・ 他児が騒ぐので落ち着かない。 ・ 強い誘いを断れない。 ・ 年下の子が煩わしい。
職員対応	・ 職員によって対応がまちまちである。 ・ 職員が忙しそうで話にいけない。 ・ 優しい、話しやすいので安心する。 ・ 頼んだものがなかなか出てこない。催促しないと忘れて いる。 ・ 職員間で情報が共有されていない。 ・ 職員の気分次第で注意される。 ・ 子どもと対等な目線で関わってほしい。 ・ (注意する時)理由を聞いてほしい。 ・ 1対1で話す時間を増やしてほしい。 ・ もう少し穏やかな口調で話してほしい。 ・ 話しているときに遮らないで聞いてほしい。

生活環境への要望と満足度	・ 部屋にテレビがほしい。 ・ 壁が汚い。 ・ 低学年と高学年を分けてほしい。小さい子が夜泣きするので眠れない。 ・ 一人部屋がほしい。 ・ ごはんが足りない。おやつを増やしてほしい。 ・ おもちゃを増やしてほしい。 ・ ネット、ゲーム、YouTube の時間がほしい。
子どもの心身(体調)	・ フラッシュバック反応となり、自分の体でない状態となる。 ・ 洗面所で吐くと職員から迷惑と言われる。 ・ 入院して元気になりたい。 ・ もうすこし面接を止めて欲しい。まだ親の事を話せる状態ではない。 ・ 頭痛が続いているので病院に行きたい。 ・ 5 か月生理がきていない。 ・ 家族の事が心配で、夜考え込んでしまう。 ・ 服薬の理由がわからない。
学習・学校	・ 数学の授業で職員の説明内容が理解できない。 ・ 勉強が遅れることが不安である。 ・ 他の教科が学べないので困る。 ・ 部屋で一人で勉強させてほしい。 ・ 学校に行く準備を進めてほしい。 ・ 教科書を持ってきてほしい。 ・ 先生と早く面会できるようにしてほしい。 ・ 学校の友達に自分の状況を報告したい。
支援の方向・退所後の進路	・ 今後の手続きを早く進めて欲しい。 ・ 施設入所に納得していない。 ・ 子どもの気持ちは優先されないのか。 ・ 早く家に帰りたい。いつ帰れるのか知りたい。 ・ 家に帰りたくない。 ・ 里親の所に帰りたい。 ・ きちんとやってくれない担当福祉司を替えてほしい。 ・ 裁判の経過を知りたい。 ・ 大学に進学したい。 ・ 退所に向けて、具体的なスケジュールと短期目標を設定

	してもらいたい。 ・ 自分で直接親に説明したい。
家族	・ 家族に会いたい。 ・ きょうだいの事が心配。同じ施設にしてほしい。 ・ 家庭訪問して実態を見てきてほしい。 ・ 母親の病気の状況や退院時期を知りたい。 ・ 名前を変えたい。嫌いな母がつけた名前でいたくない。 ・ 親に会いたくないが、家に荷物を取りに行きたい。 ・ 家に帰って、また叩かれるのではないかと心配である。 ・ 家族のことを話したい。
チームあどぼの活動	・ 特に話はないが、チームあどぼに会いに来た。 ・ 話を聴いてもらえて楽になった。
児童福祉司・心理司	・ 担当福祉司が言わないと動かない。 ・ 面接時に誰か大人に同席してほしい。 ・ 出来るだけ多く会いに来てほしい。 ・ 担当福祉司に家庭復帰への進捗状況等を確認したい。 ・ 面会日程の調整をしてほしい。 ・ 同性の福祉司と話したい（性的な話題等）。
一時保護の説明と納得	・ 一時保護になった理由がわからない。 ・ 母親と電話できない、会えない理由がわからない。 ・ なぜ担当福祉司が変更になったのか理由を知りたい。
子どもへの理解	・ 上手く話せないことを理解してほしい（言葉が詰まって出てこない等）。 ・ 自分の現状や大切な事について話せない。 ・ 泣いている理由、死にたい理由が上手く話せない。 ・ 人の名前や顔を忘れてしまうことを担当福祉司に知ってほしい。
いじめ・暴力	・ いじめや暴力を止めさせてほしい。 ・ 職員が見えない所でやってくる。 ・ 仕返しが怖くて職員に言えない。
その他	・ 父親からの性虐待のことを、今訴えられるのか聞きたい。 ・ 自分の行為を振り返り、親に謝罪したい。 ・ 今回、保護で警察と話すことがあった。今後、また警察と話さなければならないか知りたい。（もう警察と話したくない。）

Ⅳ 意見表明等支援員の活動

1 支援員と活動の状況

- ・ チームあどぼの活動に参加している意見表明等支援員は年度当初 12 名だったが、その後 5 名が追加登録され、現在は 17 名となっている。支援員は令和 6 年 2 月、3 月に開催した県主催の養成研修(2 日間)を受講している。追加登録者は、養成研修 DVD 視聴とレポート、事務局の講義研修を個別に受講することで研修終了としている。子どもとの面接実施前までに、新規登録者は経験者の面接に同席し現場研修を行い、その後、本格的にひとりでの面接を行う流れとしている。
- ・ 支援員の資格や経歴等は、弁護士、社会福祉士、公認・臨床心理士、保育士、教員免許などの資格所持者がほとんどであり、経歴等も大学教員、弁護士、研究員、SSW、元児童福祉施設職員、元児童相談所職員、元家裁調査官、元教員、など児童福祉分野内外の知識と経験が豊富な人材となっている。令和 2～5 年度のモデル実施を通じて、アドボカシーの原則に沿って社会的養護の子どもと面接することは想像以上に難しいと感じ、また、センター設置初年度の活動ということもあり、支援員には確実に面接を行える信頼できる人材を充てたいと考え人選した。活動には、時間的、金銭的にある程度余裕のある人材でなければ実際には活動はできないことから、常勤職員を引退した年齢の高い人材が多くなっている。ただ、支援員に関する子どもへのヒアリング調査では、男女や年齢などは関係なく子どもの話をしっかりと聴いてくれる人であれば誰でも良いと意見が出されていたため、子どもの立場でしっかりと話を聴くことができる人材を選定の第一の条件とした。
- ・ 支援員のスキル向上と実施上の課題等の共有を目的に、スーパーバイザー(モデル実施に携わった弁護士 1 名と学識者 2 名)と支援員全員による振り返り研修を年 3 回開催している。研修は、各支援員からの報告、疑問を全体共有し、スーパーバイザーからの助言をもとに意見交換する内容としている。
- ・ アドボカシーの原則に沿って、子ども・児童相談所・施設に対して意見や助言をしないこと、白紙の状態子どもからの話を丁寧に聴くこと、子どもの自由な発言に対して適切な応答や会話のキャッチボールをすることなど、子どもの立場だけで面接することの難しさなどが、研修の場で多くの支援員から語られていた。専門職として豊富な面接経験を持つ者でも、役割の異なる支援員(アドボケイト)の活動をするには相当の専門性が必要であることが改めて確認された。

2 支援員の活動所感

施設と一時保護所に訪問して子どもと面接した支援員が、実際にどのような感想を持ったのか、「事業の意義・運営等」「面接方法等」「子どもの参加」「面接結果報告」「その他」の項目に分類して要点をまとめた。

(1) 施設等訪問支援の所感

分類	支援員所感
事業の意義・運営	・ 「また来るね」と、人との関わりの継続性を感じてもらう意味で非常に良かった。 ・ 子どもの声を大人が決めつけていないか、子どもの思いを他機関に代弁できているのかを共有し、振り返る機会になった。 ・ 施設同士でも共有できる場を設けて欲しい。 ・ 定期的に外部から第三者が話を聞きに来ることで、子どもが施設内で相談しづらい事も相談できる。
面接方法等	・ 入所理由について、あどぼの面接では踏み込みすぎないことが必要と感じた（子どもがその時の状況が再現されて辛い時があるようなので）。 ・ 質問して回答を少しでも引き出そうという気持ちだと空回りした。子どもから出た言葉を拾い深めていくようにしたい。 ・ 遊び中心の時間を共有するなど、子どもの様子により臨機応変さが必要と感じた。 ・ 同性の支援員の方が、抵抗が少ないように感じた。
子どもの参加	・ 保護所と比較して、参加動機がなく職員に促される形で参加している子どもが多い。 ・ 意見を表明しない権利という視点もふまえていただかないことの難しさを感じた。 ・ 年間を通して定期的に面接機会が確保されることで、子どもの意向に柔軟に対応しやすくなり参加しやすくなると思う。
面接結果報告	・ 子どもが主体的に「伝えて欲しい」という要望と、こちらからの問いかけに「伝えてもいいよ」という要望ではニュアンスが違ってくるので、明確に分けて記載する必要があるのではないか。 ・ 職員との意見交換において、施設職員から「代弁してもそれが子どもの本当の声かわからない」という声があった。 ・ 子どもから聞き取った話が事実かどうか等、施設側との答え合わせにならないよう、気をつける必要があると感じた。 ・ 子どもから「〇〇さんには言わないで」と伝えられた内容は、たとえその職員が知っている内容であっても、報告は控

	えるべきことを改めて確認する必要がある。 ・ 本人の了解がないと伝えられないが、施設や児相に知ってほしいと思う内容のことがあった。
その他	・ 施設で、安心して生活を送れていることが窺われた。

(2) 一時保護所訪問支援への所感

分類	支援員所感
事業の意義・運営	・ 定期的な活動は、継続性や安定性の面での効果が大きいが、子どもの希望するタイミングを捉えた随時面接も、子どものエンパワメントや信頼関係構築に大きな効果があると感じた。 ・ 事業の趣旨を保護所職員の方々に、より深く理解してもらう必要があると感じた。 ・ 施設入所児童に比べて、当事業の理解度が低く意欲面でも差を感じる。機会があれば、児相職員と交流ができると良い。
面接方法等	・ こちらの質問により、子どもの興味のある話に時間を割くようにしているが時間の配分と質問のタイミングに配慮が必要である。 ・ 言葉でうまく説明できない場合に、人形やぬいぐるみがあると、それを使って話しやすいのではないか（暴力を受けている等の訴えの際）。 ・ オープンな質問を心掛けているが、子どもが答えづらそうと感じてしまい、クローズな質問に引っ張られてしまう事がある。
子どもの参加	・ 子どもから、次の場所に行ってもあどぼの面接があることを期待する声が聞かれるようになってきた。今後、対象施設の拡大と、適切な頻度の確保が進むと良い。 ・ 保護所内での活動（サッカー、卓球等）で子ども達との交流を図る機会を持つことで、「チームあどぼ」を身近に感じてもらえるのではないか。 ・ 参加希望の手を挙げられていない子ども達のことを気になる。
面接結果報告	・ リピートの子から「前回から何も変わっていない」「言っても変わらない」という意見があり考えさせられた。 ・ 養護課長から、これまで面接した子どもの様子を伺うことができ、安心した。活動への理解が得られていると感じた

	・ 意見形成を支援する時に、支援員自身が子どもの話をなんらかの要望に繋げようとする傾向があるように感じた。単純に、子どもが話して「すっきりした」に留まれるよう柔軟な面接を心掛けたい。 ・ 子どもが「誰にでも言わないでほしい」と言った時、その気持ちに沿ってよいのか判断が難しいと思った（子どもの安全が脅かされる時等）。
その他	・ 一時保護期間が長期化している子どもの面接希望が増えていく。こうした子どもの思いに寄り添い、意見表明を支援していく大変さを痛感する。 ・ 保護所では、子どもが何かを隠したり秘密にすることが難しく、そこでの行いが福祉司等に筒抜けになってしまう中で、あどぼが「子ども自身が見せたい自分を見せられる場所（隠したいことは隠せる場所）」として機能していると感じた。 ・ 目の前の子どもと誠実に向き合うことが大切であると感じる。 ・ 終了後のアンケートについて、面接官の前で記入する形だと、低い評価をつけづらいだろうと思う。 ・ 子どもの抱える問題に対応する社会資源が追いつかない現状を実感している。 ・ 環境要因も含め、知的な遅れを感じる子どもが多かった。 ・ 保護所によってルールが異なることがあり、複数の保護所を経験した子どもは混乱するだろうと感じた。 ・ 子どもは見通しをもった生活を希望しているので、できないことも経過や理由を説明すべきと思う。

（３）事業への所感

分類	支援員所感
事業の意義・運営	・ 子どもが支援員と一緒に直接施設職員等に話したいと言った場合、後日の日程調整が必要な場合の仕組みを作った方がよい（子どもが、時間・手段等の選択ができるように）。
面接結果報告	・ 子どもの権利が侵害されていると思われる状況を確認した際の対応について、支援員がどのように職員に報告するのか、子どもへの児童福祉審議会への申立て方法の案内の仕方

	等、具体的なことを検討した方が良いでしょう。 ・ 記録の様式や、子どもからの要望を子ども自身が記載する方法を検討することが必要ではないか
振り返り研修について	・ これまでの実践をふまえ、スーパーバイズはもちろんのこと、ピアサポートとして支援員間での意見や情報交換・共有しながら振り返りができる有意義な場である。 ・ 支援員同志は、日頃顔を合わせないので、多くの人の声を聴ける機会があるとお互いに励まされる。 ・ とても良い学びの機会となっている。 ・ 可能であれば、オンラインでできるようになると事業効率が上がる等の利点が多いと思う。

V 意見表明等支援員活動を通じて感じたこと

1 意見表明等支援員（S・H）

訪問先：児童相談所一時保護所・児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム

子どもの持っている力ってすごいなあ」「子どもの感じ方や受け止め方って大人とはだいぶ違うんだなあ」と、意見表明等支援員活動を通じて、あらためて思い知らされる一年間だった。子どもの声に耳を傾けていると、その言葉に思わずハッとさせられたり、周囲を気遣う優しい思いに触れジーンと涙してしまったり、その一途な気持ちや思いの強さに心を打たれてしまったりと、さまざまな感情を揺さぶられ、あらたな気づきを得たり、いつのまにか勇気づけられていることが幾度となくあった。

私は、支援員としてこの一年間で、一時保護所、児童養護施設(3か所)、児童自立支援施設、自立援助ホームの6か所を計34回訪問し、延べ132名の子どもと面接をさせてもらった。これまで児童相談所や児童福祉施設等の職員として、20年以上に渡って子どもと面接してきたにもかかわらず、今更ながらこんなことを思っている自分が恥ずかしい限りだ。これまで自分は何を聴いていたのか、子どもとどう向き合っていたのか反省させられることばかりで、正直穴があいたら入りたい思いだ。(あくまで個人的な経験に基づく主観的感想である)

支援員の基本的な姿勢として、専門家のキャップ(帽子)を脱いで、子どもの声を聴くことだけに集中できるよう出来るだけ心掛けてきた。今思うことは、子どもの声はセルフアドボカシーの種だということである。どんな声でも、それはいずれ芽を出し、大きなセルフアドボカシーの幹に育っていく可能性があると感じている。そのような中で、少し気になる子どもの声などもあった。

1つは、「(意見を)言わない、言えない子ども」の存在である。子どもが周囲の状況や環境に対して、忸度や過度に適応してしまっているのではないかと懸念している。子どもに生活の中で困っていることや心配なことはないかと尋ねると、「特にない」、「ふつう」、

「わからない」などの答えが返ってくるのがよくある。中には、「困っていることはあるけど言うのが面倒くさい」、「どうせ言っても変わらないから言わない」、「言うとならで面倒なことになるから」などと話す子どももいた。

子どもが施設のルールや約束を理解し納得している場合もあれば、どこかで諦めや無力感を漂わせている感じを受けることもあった。これまでの過酷な生活や被虐待の経験などから、大人への不信感や子ども自身が権利というもののから遠ざけられ、無意識に日々の生活や人間関係をそのまま受け入れて来ざるを得なかったことが影響しているのかもしれない。

そのような時でも、大人の上から目線（アダルトイズム）や指導的対応（パターナリズム）に陥らないよう、子どもの思いや気持ちを尊重し、子どものペースやタイミングを慎重に見極めながら丁寧に寄り添っていくことが何よりも大切だと感じている。まずは、子どもに安心・安全な居場所であることを実感してもらえ、それを最優先に、自分自身のはやる気持ちに、「スピード注意」、「追い越し禁止」と言い聞かせ、支援員としての「シートベルトを締め直す」ことを肝に命じながら取り組んでいきたいと思う。

また、子どもの権利の啓発という点では、同じ社会的養護を経験している子ども同士のピアアドボカイトの機会は効果的である。神奈川県でも令和6年度に「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」を持ったことで、参加した子どもたちから「他の施設の子と話ができてためになった」、「施設によってルールが違うのがショックだった」、「いろんな施設の子どもたちから、いろんな意見を聞いたので、自分の施設をより良くしていきたいと思った」などの感想が寄せられ、子どもたちの新たな気づきやエンパワメントにつながっていると感じた。

もう1つは、一時保護所や児童福祉施設が、一種のガラパゴス化傾向にあるのではないかという懸念である。子どもたちの話から、それぞれの施設や職員さんが、日々知恵を絞り、工夫を凝らしながら努力されていることを聴いているだけに、良い取り組みがその施設だけに留まっていて、他施設へ広がっていかないことがもったいないと感じることがある。また、実際に職員さんから他施設の取り組みを教えてほしいという声もあった。同じ種別や種別を超えた施設間の課題や取り組みを情報交換・共有する機会を増やすことで、施設や職員さんのフォーマルアドボカシーとしての機能・役割を充実させていくチャンスが、まだまだたくさんあるように思う。

ラグビー日本代表が標榜したワンチームのごとく、「神奈川チームあどぼ」ならぬ、「オール神奈川あどぼチーム」として、一時保護所、児童福祉施設、児童相談所、県子ども家庭課、意見表明等支援員らが、子ども本人のセルフアドボカシーという共通の目的に向かって、スクラムを組んで頑張っていきましょう！！

2 意見表明等支援員（H・O） 訪問先：児童養護施設・自立援助ホーム

自立援助ホームで生活している子どもたちは、子ども期から成人期の人生に向けた準

備をする場所として、自立に向けた具体的支援と心のケアを受けながら、「自立を前提」に個々それぞれの生活を送っている。子どもの話を聴いていると、自立に向けた不安や公的支援から放り出される怖さが目の前にあるがゆえの悩みやケアリーバーとして社会に出ることへの葛藤を肌で感じることもある。そういった子どもたちの支援員活動は、その役割であるホームや児童相談所への要望を代弁することもあるが、それよりも、利害関係のないおとなに自分の話を聴いてもらえる時間が定期的に確保されるということ自体が子どもにとっては、有意義なものになっているのではないかと思っている。支援員にとっても子どもと過ごす時間は大切な時間で、子どもとの他愛もないおしゃべりの中にも子どもの考えていることや感情などが拾えたり、「今まではそう考えていたけど、今はこう思える、成長した！」などと、子ども自身が語る気持ちや考え方を振り返るエピソードを共有したり、相談ごとに対して一緒に考え結論を出していくなどの対話そのものも楽しく、子どもと過ごすその場の空気感がとっても心地いいものになっている。

自立することを目的に自分の意志で入所する自立援助ホームの子どもたちの支援員活動をしていて願うことはひとつ。子ども自身が自分自身をアドボケートできるようになってほしいということである。自立援助ホームを出て社会的養護が終われば、アドボカシーの担い手は本人中心になるので、今のうちにセルフアドボカシーを十分発揮する力を少しでも養うことが、これから大人として社会で生き抜くために必要なことだと感じている。なぜなら、社会に出たあとに厳しい現実が待ち受けていることが容易に想像できるからである。ハラスメントや生活困窮、孤立、差別など権利侵害にさらされたり、自分ではどうしていいかわからなくなったりしても、どこに誰にどうアクセスすればいいのかわからない、誰にも相談できない、声をあげられないという状況にならないように、自分で声をあげ、自分で自分を守れるようになってほしいと願うからである。

社会的養護の子どもの中には、「本音を話さない、話せない、話せる人がいない」と語る子どももいる。人を信頼することができない子どもたちが、声をあげていくためには、まずはこの人に話しても大丈夫だろうと実感できないといけない。人を信頼すること、それは難しく、怖いかもしれないけれど、本音を語れそうな人や相談できそうな人を見つけ、信頼関係を作ることをあきらめないでほしいと思う。

これからも、社会的養護の子どもたちの支援員活動の継続が、子どもの意見形成や意見表明へのエンパワメントになると信じて、それが、セルフアドボカシーを養う一助につながると信じて、微力ながら、地道に支援員活動に取組みたい。利害関係なく話せるおとなとして、子どもの話を聴くことに徹するという基本を忘れずに。

3 意見表明等支援員（M・T） 訪問先：児童養護施設

あらかじめ施設のルールなどを何とかしたいと思っていた子は、用件のみに絞って話すなど単刀直入である。そうかと思うと、小学校低学年の子が「お話したい」と来てくれ、何かお話ししたいことがあるのかと思うが、折り紙をしたり部屋のピアノを弾いたり、か

くれんぼをしたり、とうとう話はたわいないものに終始ということもある。こういう時は遊びにどう区切りをつけるかが難しい。

たとえ「チームあどぼ」を意識して話に来るのではなくても、子どもにうまく使ってもらえればいいかなと思う。いまは話したいことはないけど遊びにきてくれる子どもも、いつか「チームあどぼ」の人にお話ししたいことがある、と思ってくれるようになるかもしれないので、気長に構えている。

わたしが訪問している施設では面談を希望する子どもは少なめだ。県からの委嘱を受けているのにこれでよいのか？と思うこともあるが、無理に子どもを連れてきてもらって話させるのでは、本事業の根っこにある「子どもの尊重」とはほど遠い。面談希望の子どもが少ないのは、その施設ですでに園長をはじめとする職員や第三者委員、あるいは以前から施設独自に取り組んでいるアドボケイターの方たち等が、すでに十分子どもたちの思いを汲んでいるからに違いないと思っている。

いずれにしろ、子どもの気持ちを一生懸命に聴こうとしている大人がここにもいるよとアピールし、実際に話してみて「よかった！」と思ってもらえたらありがたい。お話できる先はたくさん用意しておいたほうが良い。さらに、もし話してくれた問題について、大人の方で一生懸命考えてみた経過を知ることまでできれば、子どもは自分の言動が問題を解決する糸口になった経験をひとつ重ねることになる。問題解決能力を身につけていくことは文部科学省も教育上の中心的課題としているし、経験的にもその大切さはわかる。子どもが自分の意見を明らかにして伝えることは、自分だけではなく、いろんな人の力を借りながら問題を解決していく「生きる力」を身につけるための、大切なはじめの一步でもある。家庭では自分の話をしっかり聞いてもらえず、大人の事情に振り回される生活で無力感を感じてきたであろう子どもが多く入所する社会的養護の施設で、人を信じて話すことから得られる力を実感できるような仕掛けである本事業にかかわらせていただき、まだ少しでも子どもの力になれるかもしれないことに意義を感じている。

課題の一つとして、子どもから提示された課題の解決には、支援員だけで責任を持って進めることはできないということがある。施設のルールなどは課題の代表的なものとなりやすいが、子どもの話を聴く支援員はあくまでも代弁者であり、子どもの思いを知り検討するのは当該施設や児童相談所となる。私が自分の子どもに言っていたように「これはうちのルール。他は他」と伝えるだけでは子どもの力をはぐくむやり取りにはならず、そのためには、共に暮らす大人が子どもの意見を大切に扱い検討してきたということを率直に伝えることが欠かせない。そのような施設での取組はこの事業のもう一つの車輪と位置付けられると思う。

訪問先の施設は本事業に協力的で、大切なポイントもよく承知してくれており、とてもありがたい。それに加えて、日ごろから施設とのかかわりの深い所管課（子ども家庭課）が支援員の質の担保や、意見を表明する機会の保障のみにとどまらず、その後の取り扱いに関しても留意してくれている。このようなユニークなシステムをどう長期にわたり保ち続けていけるかが、事業の実質を決めていく鍵であると同時に課題でもあると思っている。

4 意見表明等支援員（C・Y） 訪問先：児童相談所一時保護所・児童養護施設

私は児童養護施設2か所と一時保護所1か所を訪問し、児童養護施設では小学校3年生から高校3年生まで10名の子どもと面接する機会をもった。

子どもたちに、話したいことがあって来てくれたのかと尋ねると、殆どの子どもが職員に声をかけられたから、との答えだった。だからと言って話す気がない、話すことがないというわけではない。私からの質問に対して、どの子どもも真摯に答えてくれた。中には、話すうちに自分から話したいことが出てきて、どんどん目が輝いてくる子どももいた。

児童養護施設が一時保護所と比べ面接動機が乏しいのは、裏を返せば、とても良いことだと思う。それは、安定・安心した生活を送っているためと考えられるから。その一つの例として、子どもたちから職員について語られた、「〇〇さんは話しやすい」「困ったことがあったら〇〇さんに相談できる」「困った時には話を聴いて対応してくれる」という言葉である。この言葉から日常的に職員に話を聴いてもらえ、安心感を得ていることがわかる。

それでは、日頃から職員と話ができていのに、なぜ訪問支援事業が必要なのか。面接を通して実感したことは、職員には気兼ねして言えないことや、面と向かっては照れくさくて言えないことも、日常の外にいる人間にだからこそ話せることがある、ということである。子どもたちからは、施設へのルールに関する要望、施設や学校での友人関係や進路に関する悩み等が聴かれ、既に職員に伝えているものもあるが、初めて語ってくれたものもあった。そして、施設の職員に対する感謝の言葉が多く聴かれた。

面接動機はなくてもよい、話す内容も何でも構わない。「チームあどぼ」を利用して言葉にしてみたら、これまで気づかなかった自分の考えに気づくかもしれない。そして何より、子どもたちには、自分には力があることを知ってほしいと思う。この活動で私が一番に感じたことである。子どもたちには、「こんなことを考えているんだ」「こういう発想もあるんだ」と気づかされたり、「なんて嬉しいことを言うのだろう」と心が温かくなったり、それぞれが人の心を動かす力を持っていて、「子どもってすごい！」と素直に感じた。そして、この声を届けたいと強く思った。こんな思いをさせてもらい、話を聴かせてくれた子どもたちには本当に感謝している。これからも心して子どもたちの話を聴いて行きたいと思う。

5 意見表明等支援員（H・S） 訪問先：児童相談所一時保護所・児童養護施設

令和6年4月から子どもの意見表明等支援員として、県児童相談所の一時保護所に月2回訪問することになり1年が過ぎた。初めて会った自分に、「チームあどぼ」の支援員だと聞いても、子どもは自分の気持ちを話してくれるだろうか？と不安もあったが、こちらが聴く姿勢で向き合えば、1人1人の言葉や態度で気持ちを伝えてくれることがわかった。

アンケートを見ると「話しているうちに自分の気持ちが整理できた」「話を聴いてもらってすっきりした」「聞いてくれてありがとう」と言った感想をくれる子どもや面接の中で「自分の抱える問題が大きいので、しばらくここ（一時保護所）にいるから時々話を聴いてね。」と言う子どももいた。

2回3回と面接を希望する子どもの中には回ごとに面接の目的を決めて参加する子どももいて、「あどぼに求めること、あどぼが求められていること」が伝わってきてうれしく思った。「保護所への要望が叶ったので報告したい」「自分は担当CWとは合わないことがわかったから、普段は心理担当に話している。時々あどぼと話しに来ることにしたよ。」等、子どもの年齢や発達の違いはあるが、1人1人の考えで、あどぼを活用してくれていると感じている。

保護所の職員に「行ってみたら」と言われてきたという子どもで、話したいことは特にないという子どもには、話の導入に折り紙やスケッチブックを使ってみることもあるが、話の糸口がつかめれば、気持ちを聞かせてもらうことはできることも分かった。

面接していて気になるのは、「一時保護された理由を聞いていない」という子どもがいることである。「聞きたいと思うか」尋ねると「担当CWさんが考えて対応してくれているから今は待っている」と言う子どもが複数いた。

「待っている」と言っていた子どもが数か月後に2回目のあどぼ面接を希望して、「これからどうなるのか不安だ」と話す子どもも複数いた。

・子どもの今とこれからを考えるために子ども本人の気持ちを聴かずに決めていいのか？

・今の気持ちを聴かず、これからは決められるのか？

・担当CWを信じて待っているという子どもに応えるために必要なことは？

様々な思いが自分の中で駆け巡る。

私は成年後見人をしていて、意思疎通の難しい方の意思をどう受け止め大切にすることが多くある。一時保護所の子どもたちは話すことができる。時間がかかるかもしれないが、子どもの声を聴いて、これから決めていくことはとても重要なことだと思う。子どもの思い通りにいかない場合でも。担当CWが話を聴いてくれたことは大きな支えとなる。「自分のため、自分の家のために忙しく動いてくれている担当CWには感謝しかない」と話す子どももいた。

厳しい環境から一時保護所に来た子どもの声を聴くことの大切さを教えられている。

6 意見表明等支援員（T・M） 訪問先：児童相談所一時保護所・児童養護施設

令和6年4月より、意見表明等支援員として活動させていただいた。経験豊富な先輩方が多くいるなかで未熟さを自覚しながらも、関係者の方々、そして何より面接に来てくれる子どもたちに支えられ、無事に昨年度の活動をやりきることができた。

活動を始めた当初はアドボケイトとしての役割を果たせているとはなかなか思えず、

あのような面接でよかったのだろうか、と思い悩む日々が続いた。一方で、そのような私の一人反省会とは裏腹に、面接に来た子どもは続々とリピーターになっていった。少なくとも、子どもたちは何らか「話してよかった」と思ってくれているらしい、という実感が私の心に少しずつ余裕をもたらした。それに伴い、「子どもが話したいことを、話したいように話してもらう」ことが内面化されていくようでもあった。

今、支援員として活動するときの私は、子どもの経験の中に入ろうと努力している。子どもに寄り添って、というのともまた少し違う感覚だ。その子の目で、耳で、心で、世界をどのように経験しているのか知ろうとする。だから私は先回りして言葉にすることを避け、できるだけ察しの悪い自分になって、「そのときはどういう気持ちがあったの?」とあえて質問する。不思議そうな顔をする子もいるが、みんな何かしらの返答をしてくれる。その子の経験が、その子自身の言葉で紡がれることにも意味があると感じている。

そのようにして子どもの経験の中に入れてもらうことは、保護所の特異性に直面することでもあった。私はかつて神奈川県の一時的保護所で夜間指導員をしていたが、当時の私は、保護所の必要性を確信することで、その特異さも積極的に受け入れていたように思う。しかし今、その確信を子どもの経験の中に見出すことは難しい。保護になった理由を理解はしていても、保護所で生活することを望む子どもは多くない。慣れ親しんだ日常と引き離された子どもはやりきれない思いを抱えることも多いが、集団生活の維持という大きな使命のなかでは、個々の子どもの思いが沈んでしまうこともまた多い。支援員としての活動は、子どもの経験の中に入っていくことを通じて、そんなふうに沈んでしまった子どもの思いを、子どもと一緒に発見し、引き上げることに感じている。

指導員をしていた頃の私は、子どもの意見に対して「大人が決めます」という言葉を数えきれないほど口にした。子どもの意見が引き上げられれば、落ち着いている水面に波風が立つと考えていたし、何度も口にしたその言葉はそういう事態を避けるよい方法だと考えていたのだと思う。そんな私が今このような活動をしていることについて、まだ自分でもうまく理屈をつけられない。ただ、支援員という役割を担う今の私には、子どもの声を何より大切にするという信念が着実に培われている。その必要性や意義の理解をふまつつも、自分がそうしたいと思っている、ということが活動の姿勢を揺るぎないものとして支えてくれる。また、同じように子どもの声を大切にしたいと思っている仲間が、児相や保護所、施設にも多くいるという根拠のない自信もある。互いにおける立場の違いに敬意を払いつつその人たちとつながることで、子どもはもちろん、そこに関わるすべての人が、子どものアドボケイトをめぐってエンパワメントされていくと考えている。それはきっと、子ども中心かつ子ども主導で子どもの福祉を実現するための大きな原動力となるだろう。

